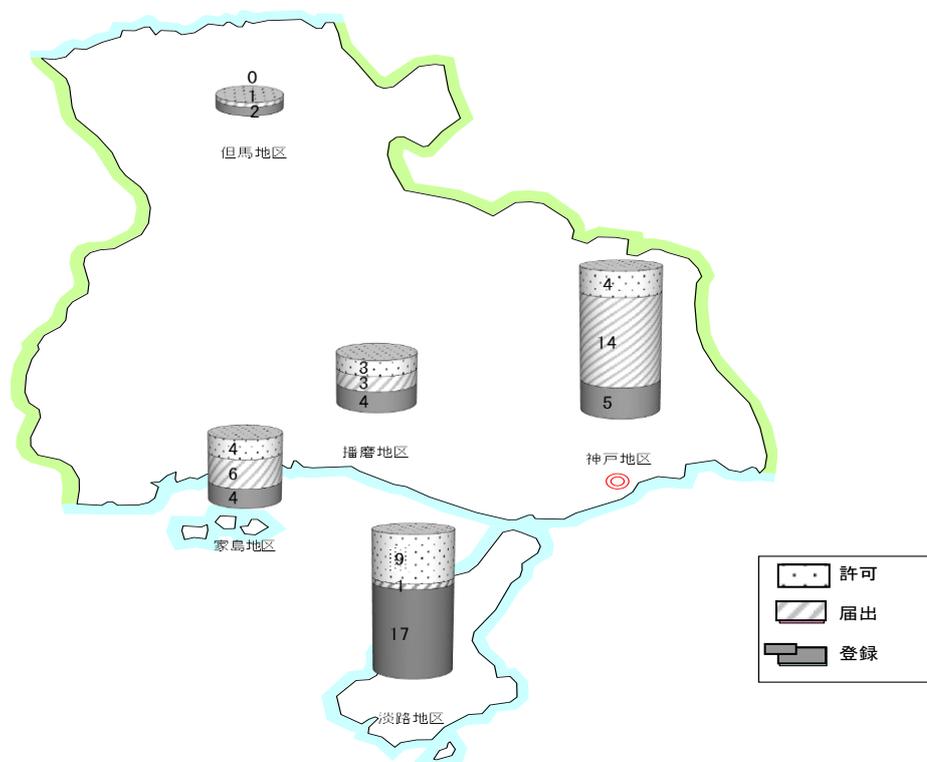


1 造船業の現況

(1) 造船業の施設等の状況

造船業の施設等の数は、第1図のとおりである。

第1図 造船業の施設等数（平成29年4月1日現在）



上段：造船法による許可（総トン数500トン以上又は長さ50m以上の鋼製の船舶の製造又は修繕）

中段：造船法による届出（鋼製の船舶以外の船舶で総トン数20トン以上又は長さ15m以上のものの製造又は修繕）

下段：小型船造船業法による登録（総トン数20トン以上又は長さ15m以上の鋼製の船舶（総トン数500トン以上又は長さ50m以上のものを除く。）及び、総トン数20トン以上又は長さ15m以上の木製の船舶の製造又は修繕）

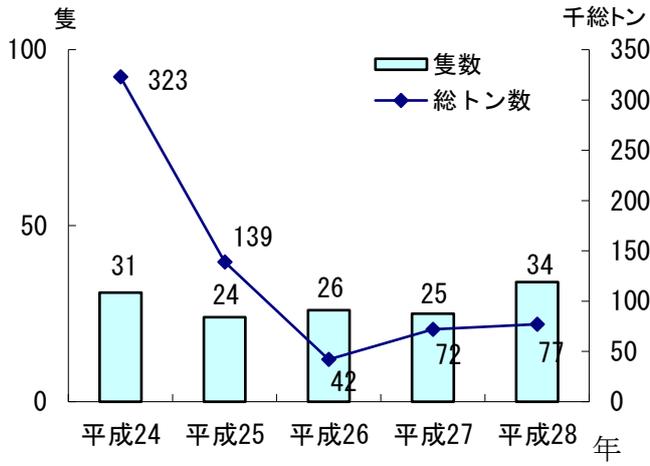
(2) 船舶の建造・修繕実績

※（ ）内%は対前年比を示す

平成28年の管内建造実績は、34隻（136%）となっているが、中小造船所での建造隻数の増加であり、総トン数は77千トン（106.9%）と微増に留まった。

また、修繕実績は、662隻（85.9%）となっている。工事金額は、防衛省艦艇の修繕隻数の増加に伴い、今年は197億円（161.5%）に大幅増加した。

第2図 建造実績の推移



第3図 修繕実績の推移

